

中泊町農業委員会会議録

令和7年5月12日

中泊町農業委員会

令和7年中泊町農業委員会5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日(月) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員(15人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(0人)

委 員	12番	工藤 正太		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 5号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第 6号 農地転用許可不要案件申出について

【議案】

議案第 4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 5号 中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優 次 長 荒 関 真 治

総括主幹 古 川 幹 人 主 事 古 川 安 梨 紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、8番小野委員、10番松田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第3号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年5月12日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、2件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第3号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第4号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第4号

事務局
古川（幹）

9ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和7年5月12日提出 中泊町農業委員会会長。

4月の相続等の届出は3件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
（会長）

無いようですので、次に報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局
（荒関）

11ページをご覧ください。

報告第5号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年1月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和7年5月12日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。4月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
（会長）

無いようですので、次に報告第6号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第6号

事務局
（荒関）

13ページをお開きください。

報告第6号「農地転用許可不要案件の申出について」農地転用許可不要案件の申出について、別紙のとおり報告する。令和7年5月12日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。

農地転用許可不要案件の申出が1件ございました。こちらは農業生産法人が米大豆集出荷貯蔵施設を設置したいとの申出がありました。申出のあった農地は農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当していることが認められ、転用手続きが不要となっております。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
（会長）

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第4号

議長
（会長）

次の議案に入る前に、9番外崎委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【 外崎委員 退席 】

議 長
(会長)

議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

21ページをご覧ください。議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年5月12日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第4号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番、木村です。それでは報告いたします。去る5月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、利用権設定が2件、所有権移転が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

22ページから25ページをご覧ください。
受付番号7番は新規の設定で、大沢内字住吉の田2筆、面積は12,609㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり30,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。
受付番号8番は新規の設定で、富野字沖津の田1筆、富野字大磯の田8筆、豊島字宮本の田5筆、面積は34,965㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。
受付番号9番は、宮野沢字蛸澤の田5筆、面積は9,061㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号10番は、宮川字霞地内の田11筆、面積は5,790.33㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
以上、受付番号7番から10番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

議 長
(会長)

次に、議案第5号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(安)

29ページをご覧ください。
議案第5号「中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。令和7年5月12日提出 中泊町農業委員会会長。

(農地中間管理事業の利用権設定)
次に31ページをご覧ください。
今月の利用権設定(案)は、受付番号5番から6番までの2件です。内訳は新規が2件となっております。

受付番号5番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取の農地4筆、地目は田、面積は4,075㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり20,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号6番は新規の設定で、設定する農地は薄市字飛石の農地1筆、地目は畑、面積は854㎡の使用賃貸借です。期間は14年で出し手と受け手は同一人であり、これまで同農地において耕作しており、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(荒関)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。それでは、これをもって、令和7年中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月12日

(松坂 龍美)
農業委員会 会長 松坂 龍美

(小野 美恵子)
署名委員 小野 美恵子

(松田 耕司)
署名委員 松田 耕司